

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社鈴木商事（法人番号：8020001054044） 代表者 鈴木秀明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県横浜市栄区飯島町1895 （本社営業所） 神奈川県横浜市栄区飯島町1895
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第68条
(6) 違反行為の概要	令和2年1月20日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グローバルジャパン (法人番号：8030001058564) 代表者 川村照夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市大字吉田1047 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字上西ヶ谷1038-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号
(6) 違反行為の概要	令和元年8月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)点検整備関係義務違反(運輸規則第45条第1号)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社さつき観光バス (法人番号: 2030002020999) 代表者 高橋勝司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野1-25-9 (本社営業所) 埼玉県さいたま市岩槻区南平野3-1-14
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年9月2日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	秩通商事株式会社（法人番号：9030001090863） 代表者 金子展明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県秩父市宮側町6-11 （本社営業所） 埼玉県秩父市宮側町6-11
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 290日車 輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月14日及び令和元年8月22日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 運行管理者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(3) 運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5) 点呼記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(6) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条第1号)、(8) 無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)、(9) 運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 29点 当該事業者の累積点数 29点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社日邦観光 (法人番号: 2030002030602) 代表者 田口史明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県所沢市若狭3-2351-1 (本社営業所) 埼玉県所沢市若狭3-2351-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年7月25日及び令和元年8月22日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(6)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アクセス急行 (法人番号: 1030001070047) 代表者 松本敏朗
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県佐倉市新町211 (本社営業所) 千葉県佐倉市新町211-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月2日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)乗務等の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グリーンライフ (法人番号: 6040001038666) 代表者 難波紀幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県柏市大青田1604-1 (柏営業所) 千葉県柏市大青田1604-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和元年5月31日及び令和元年6月4日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社すずき観光 (法人番号: 6050002040918) 代表者 鈴木市郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常総市平町295 (本社営業所) 茨城県常総市平町295-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月23日及び令和元年9月11日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	日本交通株式会社 (法人番号：9050001010290) 代表者 吉田貴光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷郡阿見町荒川本郷2880-2 (本社営業所) 茨城県稲敷郡阿見町荒川本郷2880-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年6月10日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	国本企画交通株式会社 (法人番号：6060001018022) 代表者 渡邊守
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市新里町丁1182-6 (本社営業所) 栃木県宇都宮市岩原町660-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年7月26日及び令和元年8月1日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)